

議案第 3 号

刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案）

（飯能市議会の個人情報の保護に関する条例等の一部改正）

第 1 条 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 飯能市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 4 年条例第 2 6 号）第 5 3 条から第 5 5 条まで
- (2) 飯能市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年条例第 1 6 号）附則第 3 条第 4 項及び第 5 項
- (3) 飯能市情報公開及び個人情報保護審査会条例（平成 1 1 年条例第 3 号）第 1 6 条
- (4) 飯能市行政不服審査法施行条例（平成 2 8 年条例第 2 号）第 1 1 条
- (5) 飯能市環境保全条例（平成 8 年条例第 4 号）第 6 3 条第 1 項

（飯能市の市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部改正）

第 2 条 飯能市の市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例（昭和 4 4 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の 2 第 3 号及び第 4 号並びに第 5 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 3 項第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（飯能市職員の給与に関する条例等の一部改正）

第 3 条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 飯能市職員の給与に関する条例（昭和 2 6 年条例第 3 号）第 1 9 条の 2 第 3 号及び第 4 号並びに第 1 9 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 3 項第 1 号
- (2) 飯能市消防団条例（平成 2 4 年条例第 3 4 号）第 6 条第 1 号
- (3) 飯能市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成 2 4 年条例第 3 5 号）第 6 条第 1 号

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号。以下「刑法等一部改正法」という。）第２条の規定による改正前の刑法（明治４０年法律第４５号。以下「旧刑法」という。）第１２条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第１３条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第１６条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（飯能市の市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和４年法律第６８号）並びにこの条例（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第２条の規定による改正後の飯能市の市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例第５条の３第１項（第１号に係る部分に限る。）及び第３項（第３号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（飯能市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 6 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第3条の規定による改正後の飯能市職員の給与に関する条例第19条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

令和7年2月14日提出

飯能市長 新井重治

飯能市議会の個人情報の保護に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
第53条 職員若しくは職員であつた者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。	第53条 職員若しくは職員であつた者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。
第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。	第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。
第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。	第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。

飯能市個人情報の保護に関する法律施行条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
附 則 （旧条例の廃止に伴う経過措置） 第3条 省略 2～3 省略 4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第6号に規定する公文書（以下「旧公文書」という。）であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 (1)～(2) 省略 5 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報（旧公文書に記録されているものに限る。）をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。	附 則 （旧条例の廃止に伴う経過措置） 第3条 省略 2～3 省略 4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第6号に規定する公文書（以下「旧公文書」という。）であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 (1)～(2) 省略 5 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報（旧公文書に記録されているものに限る。）をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。

[illegible]

飯能市情報公開及び個人情報保護審査会条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
（罰則） 第16条 第4条第3項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>拘禁</u>刑又は50万円以下の罰金に処する。	（罰則） 第16条 第4条第3項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。

飯能市行政不服審査法施行条例新旧対照表（第 1 条関係）

改正後	改正前
（罰則） 第 1 1 条 第 6 条第 3 項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の<u>拘禁</u>刑又は 5 0 万円以下の罰金に処する。	（罰則） 第 1 1 条 第 6 条第 3 項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の<u>懲役</u>又は 5 0 万円以下の罰金に処する。

飯能市環境保全条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
（罰則） 第63条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) 省略 2 省略	（罰則） 第63条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) 省略 2 省略

飯能市の市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改正後	改正前
第5条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)～(2) 省略 (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から支給日の前日までの間に離職した者（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの 第5条の3 市長は、支給日に期末手当を支給することとされていた者で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行	第5条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)～(2) 省略 (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から支給日の前日までの間に離職した者（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの 第5条の3 市長は、支給日に期末手当を支給することとされていた者で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行

為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) 省略 2 省略 3 市長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合 (2)～(3) 省略 4～5 省略	為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) 省略 2 省略 3 市長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合 (2)～(3) 省略 4～5 省略
--	--

飯能市職員の給与に関する条例新旧対照表（第3条関係）

改正後	改正前
第19条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)～(2) 省略 (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの 第19条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行	第19条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)～(2) 省略 (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの 第19条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行

為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) 省略 2 省略 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合 (2)～(3) 省略 4～6 省略	為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) 省略 2 省略 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合 (2)～(3) 省略 4～6 省略
--	--

飯能市消防団条例新旧対照表（第3条関係）

改正後	改正前
（欠格条項） 第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。 (1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2)～(3) 省略	（欠格条項） 第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。 (1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2)～(3) 省略

飯能市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例新旧対照表(第3条関係)

改正後	改正前
(退職報償金の支給制限) 第6条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。 (1) 拘禁刑以上の刑に処せられた者 (2)～(5) 省略	(退職報償金の支給制限) 第6条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。 (1) 禁錮以上の刑に処せられた者 (2)～(5) 省略

刑法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和五年十一月十日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第三百十八号

刑法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号附則第一項本文の規定に基づき、この政令を制定する。

刑法等の一部を改正する法律の施行期日は、令和七年六月一日とする。

内閣総理大臣 岸田 文雄

法務大臣 小泉 龍司

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五百一条 租税等の請求権(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四十五条に規定する租税等の請求権又は同法第六十九条第十五項に規定する租税等の請求権をいい、同法第五十八條第三項に規定する共助対象外国租税の請求権を除く。以下この条において同じ)を免れ、若しくは免れようとし、不正の行為によりその還付を受け、又は徴収して納付し、若しくは納入すべきものを納付せず、若しくは納入しなかったことにより、更生手続(同法第四十五条に規定する更生手続又は同法第六十九条第一項に規定する更生手続をいう。以下この条において同じ)を開始後懲役に処せられた場合における第二百二十五条第一項(第四号に係る部分に限る)の適用については、当該場合における、免れ、若しくは免れようとし、還付を受け、又は納付せず、若しくは納入しなかった額の租税等の請求権は、更生手続開始後拘禁刑に処せられた場合における、免れ、若しくは免れようとし、還付を受け、又は納付せず、若しくは納入しなかった額の租税等の請求権とみなす。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第五百二条 刑法等一部改正法等の施行前にした行為に係る第五十八條の規定による改正後の地方税法第二十二條の二十八第二項(第一号に係る部分に限る)の規定の適用については、同号中「拘禁刑」とあるのは「刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)第二条の規定による改正前の刑法(明治四十年法律第四十五号)第十二條に規定する懲役の刑」とする。

(関税法の一部改正に伴う経過措置)

第五百三条 刑法等一部改正法等の施行前にした行為に係る第九十六條の規定による改正後の関税法第四十六條第二項(第一号に係る部分に限る)に限り、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百二十二号)第一條第三項(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百四十九号)第四條において準用する場合を含む)、とん税法第十四條、特別とん税法第十二條及び関税暫定措置法第十九條において準用する場合を含む)の規定の適用については、第九十六條の規定による改正後の関税法第四十六條第二項第一号中「拘禁刑」とあるのは「刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)第二条(刑法の一部改正)の規定による改正前の刑法第十二條(懲役)に規定する懲役の刑」とする。

(国税通則法の一部改正に伴う経過措置)

第五百四條 刑法等一部改正法等の施行前にした行為に係る第二百二條の規定による改正後の国税通則法第五十七條第二項(第一号に係る部分に限る)の規定の適用については、同号中「拘禁刑」とあるのは「刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)第二条(刑法の一部改正)の規定による改正前の刑法(明治四十年法律第四十五号)第十二條(懲役)に規定する懲役の刑」とする。

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五百五條 刑法等一部改正法等の施行前にした行為に係る第二百三十六條の規定による改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第二十四條第一項の規定の適用については、懲役又は禁錮の刑の言渡しはそれぞれ拘禁刑の言渡しとし、旧拘留の刑の言渡しは拘留の刑の言渡しとみなす。

(麻薬及び向精神薬取締法の一部改正に伴う経過措置)

第五百六條 刑法等一部改正法等の施行前にした行為に係る第二百四十一條の規定による改正後の麻薬及び向精神薬取締法第五十八條の四の規定の適用については、懲役又は禁錮の刑の言渡しはそれぞれ拘禁刑の言渡しとし、旧拘留の刑の言渡しは拘留の刑の言渡しとみなす。

(海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第五百七條 刑法等一部改正法等の施行前にした行為に係る第四百十七條の規定による改正後の海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法第七條(第二号及び五号に係る部分に限る)の規定の適用については、無期又は長期三年以上の懲役又は禁錮に当たる罪は、それぞれ無期又は長期三年以上の拘禁刑に当たる罪とみなす。

(防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五百八條 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く)が定められている罪につき起訴をされた者は、第四百三十六條の規定による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律第二十七條の八第一項及び第四項、第二十七條の九第一項並びに第二十七條の十三第四項並びに防衛省の職員の給与等に関する法律第二十七條の十三第三項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

第四章 その他

(経過措置の政令への委任)

第五百九條 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第五百九條の規定 公布の日
- 二 第二十九條、第五十二條、第四百六十四條、第四百六十五條、第四百六十九條、第四百七十條、第四百八十四條第一項並びに第四百九十一條第一項及び第五項の規定 刑法等一部改正法第二号施行日

(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正に伴う調整規定)

2 この法律の施行の日が核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成九年法律第八十号)の施行の日前である場合には、第四百二十四條第一号中「第七十六條の二第一項及び」とあるのは「二及び」とする。

3 前項の場合において、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律のうち、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第十四章中第七十七條の前に一條を加える改正規定中「懲役」とあるのは「拘禁刑」とする。

内閣総理大臣	岸田 文雄
総務大臣	金子 恭之
法務大臣	古川 稔久
外務大臣	林 芳正
財務大臣	鈴木 俊一
文部科学大臣	末松 信介
厚生労働大臣	後藤 茂之
農林水産大臣	金子原二郎
経済産業大臣	萩生田光一
国土交通大臣	斎藤 鉄夫
環境大臣	山口 壯
防衛大臣	岸 信夫

(放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律の一部改正)
第四百三十四条 放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律(平成十九年法律第三十八号)の、部を次のように改正する。

第三条第一項及び第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第四条第一項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改める。

第五条第一項及び第二項、第六条第一項及び第三項、第七条並びに第八条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(原子力規制委員会設置法の一部改正)

第四百三十五条 原子力規制委員会設置法(平成二十四年法律第四十七号)の、部を次のように改正する。

第七條第七項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第十三條第一項中「第四條第一項第十号」を「第四條第一項第十号」に改める。

第十九條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第十六章 防衛省関係

(防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正)

第四百三十六條 防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の、部を次のように改正する。

第二十七條の七第七項、第二十七條の八第一項第一号及び第四項第二号、第二十七條の九の見出し及び同条第一項各号、第二十七條の十の見出し及び同条第一項第一号並びに第二十七條の十三第四項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十二條及び第三十三條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(白衛隊法の一部改正)

第四百三十七條 白衛隊法(昭和十九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第三十八條第一項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第八條中「第二百二十八條の二」を削る。

第一百八條第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「ほう助」を「幫助」に改める。

第一百八條の二及び第一百八條の三中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第一百九條第一項中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改め、同項第一号を次のように改める。

第六十一條第一項の規定に違反した者

第一百九條第二項中「ほう助」を「幫助」に、「せん動した」を「煽動した」に改める。

第一百九條の二を削る。

第二十條第一項中「に」を「いずれかに」に、「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第一項中「ほう助」を「幫助」に、「せん動した」を「煽動した」に改める。

第二百一十二條第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百一十二條第二項中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百二十四條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法の一部改正)

第四百三十八條 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法(昭和二十九年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「左の各号の」を「次の各号のいずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同項第一号及び第二号中「わが国」を「我が国」に改め、同条第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第四條中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第五條第一項及び第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第三項中「せん動した」を「煽動した」に改める。

(武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律の一部改正)
第四百三十九條 武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律(平成十六年法律第十六号)の、部を次のように改正する。

第七十三條第一項、第七十四條及び第七十五條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律の一部改正)

第四百四十條 武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律(平成十六年法律第十七号)の一部を次のように改正する。

第九十八條第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第九十八條第三号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百八十三條第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二編 経過措置

第一章 通則

(罰則の適用等に関する経過措置)

第四百四十一條 刑法等の、部を改正する法律(令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。)及びこの法律(以下「刑法等一部改正法等」という。)の施行前にした行為の処罰については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

2 刑法等一部改正法等の施行後にした行為に対して、他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑(刑法施行法第十九條第一項の規定又は第八十二條の規定による改正後の神職の復興に伴う特別措置に関する法律第二十五條第四項の規定の適用後のものを含む)に刑法等一部改正法第二條の規定による改正前の刑法(明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。)第十一條に規定する懲役(以下「懲役」という。)

旧刑法第十三條に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)又は旧刑法第十六條に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち無期の懲役又は禁錮はそれぞれ無期拘禁刑と、有期の懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期(刑法施行法第二十二條の規定の適用後のものを含む)を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期(刑法施行法第二十二條の規定の適用後のものを含む)を同じくする拘留とする。

(裁判の効力とその執行に関する経過措置)

第四百四十二條 懲役、禁錮及び旧拘留の確定裁判の効力並びにその執行については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(人の資格に関する経過措置)

第四百四十三條 懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ短期刑に同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。

2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は短期刑を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は短期刑を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部改正)
第百四十二条 消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律
(平成二十五年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第九十八条第四項第六号イ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。
第百六条第六項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第五章 デジタル庁関係

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正)
第百四十三条 次に掲げる法律の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第四十八条から第五十条まで、第五十一条第一項、第五十二条から第五十五条まで並びに附則第三条第五項及び第六項

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和三年法律第三十八号)第二十條

三 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律(令和二年法律第三十九号)第三十条及び第三十一条

第六章 復興庁関係

(株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法及び福島復興再生特別措置法の一部改正)

第百四十四条 次に掲げる法律の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法(平成二十三年法律第百十三号)第六十六条第一項、第六十七条第一項及び第六十九条

福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)第百四十五条

第七章 総務省関係

(海底電線保護万国連合条約規則の一部改正)

第百四十五条 海底電線保護万国連合条約規則(大正五年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二条第二項中「五万円」を「二万円」に改める。

第三条中「一万円」を「二万円」に改める。

第四条第一項中「一万円」を「二万円」に改め、同条第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(恩給法の一部改正)

第百四十六条 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項第二号中「懲役若しくは禁錮ノ刑」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十一条第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第五十八条ノ二中「懲役又ハ禁錮ノ刑」を「拘禁刑」に改め、同条に次の一項を加える。

刑法(明治四十年法律第四十五号)第二十七條第三項(第二号ニ係ル部分ニ限ル)及第二十七條の七第三項(第二号ニ係ル部分ニ限ル)ノ規定ハ前項ノ規定ノ適用ニ関シテハ之ヲ適用セズ

第七十七條第三項中「懲役又ハ禁錮ノ刑」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条に次の一項を加える。

刑法第二十七條第三項(第二号ニ係ル部分ニ限ル)及第二十七條の七第三項(第二号ニ係ル部分ニ限ル)ノ規定ハ前二項ノ規定ノ適用ニ関シテハ之ヲ適用セズ

(地方自治法の一部改正)

第百四十七条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第十四条第三項中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第七十四条の四第一項中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「毀壞」を「毀壊」に、「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第三項及び第四項中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第五項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百条第三項中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第四項中「申立」を「申立て」に、「疎明しなければ」「疎明しなければ」に改め、同条第五項中「疎明」を「疎明」に改め、同条第七項中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第九項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第十一項中「予め」を「あらかじめ」に改める。

第二百五十条の九第八項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百五十二条の二十八第三項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百五十二条の三十一第四項及び第二百五十二条の三十二第六項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正)

第百四十八条 最高裁判所裁判官国民審査法(昭和二十二年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。

第四十四条及び第四十六条中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十七条中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十八条中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(郵便法の一部改正)

第百四十九条 郵便法(昭和二十二年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第六十条第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第七十六条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第七十七条中「き損し」を「毀損し」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第七十八条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第七十九条第一項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第八十条及び第八十四条第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第八十五条第一項中「はり付け」を「貼り付ける」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第八十六条第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(当せん金付証票法等の一部改正)

第百五十条 次に掲げる法律の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

当せん金付証票法(昭和二十三年法律第百四十四号)第十八条

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律(昭和三十一年法律第百七号)第五十七條

住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第四十二条から第四十五条まで

郵便切手額模造等取締法(昭和四十七年法律第五十号)第二条

石油パイプライン事業法(昭和四十七年法律第五十号)第四十二条及び第四十八条第一項

石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号)第四十九条及び第五十条

独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第六十九条及び第六十九条の二

国立研究開発法人情報通信研究機構法(平成十一年法律第百六十二号)第二十四条

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律(平成十三年法律第百十一号)第四十五条及び第四十六条

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(平成二十二年法律第二十号)

第八条

特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)第二十三条及び第三十四条

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号)第七十一条第一項、第七十四条及び第七十五条

第十二条 少年鑑別所法の一部を次のように改正する。
第十七条第一項第三号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑（国際受刑者移送法（平成十四年法律第六十六号）第十六条第一項の規定により執行する共助刑を含む。）」に改め、同項第四号中（平成十四年法律第六十六号）を削る。
第二百三十二条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条及び附則第三項の規定 公布の日から起算して二十日を経過した日
二 第四条、第六条、第八条、第十条（少年院法第二条第三号、第三条第二号、第四条第一項第四号、第四百四十一条第一項ただし書及び第四百四十七条第一項の改正規定を除く。）及び第十一条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日
（経過措置）

2 この法律の施行に伴い必要な経過措置その他の事項は、別に法律で定めるところによる。
（検証）

3 政府は、第一条の規定の施行後三年を経過したときは、同条の規定による改正後の刑法第二百三十一条の規定の施行の状況について、同条の規定がインターネット上の誹謗中傷に適切に対処することができているかどうか、表現の自由その他の自由に対する不当な制約になっていないかどうか等の観点から外部有識者を交えて検証を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（抜粋）

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和四年六月十七日

内閣総理大臣 岸田 文雄

法律第六十八号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律

目次

- 第一編 関係法律の一部改正
第一章 法務省関係（第一条―第六十七条）
第二章 会計検査院関係（第六十八条）
第三章 内閣官房関係（第六十九条―第七十九条）
第四章 内閣府関係
第一節 本府関係（第八十条―第九十三条）
第二節 公正取引委員会関係（第九十四条―第九十五条）
第三節 国家公安委員会関係（第九十六条―第一百八条）

第四節 個人情報保護委員会関係（第九九条―第一百十条）

第五節 金融庁関係（第一百十一条―第一百三十七条）

第六節 消費者庁関係（第一百三十八条―第一百四十二条）

第五章 デジタル庁関係（第一百四十三条）

第六章 復興庁関係（第一百四十四条）

第七章 総務省関係（第一百四十五条―第一百七十五条）

第八章 外務省関係（第一百七十六条―第一百八十条）

第九章 財務省関係（第一百八十一条―第二百八条）

第十章 文部科学省関係（第二百九条―第二百九条）

第十一章 厚生労働省関係（第二百二十条―第二百七十四条）

第十二章 農林水産省関係（第二百七十五条―第二百九十九条）

第十三章 経済産業省関係（第三百条―第三百四十条）

第十四章 国土交通省関係（第三百四十一条―第四百二十一条）

第十五章 環境省関係（第四百二十二条―第四百三十五条）

第十六章 防衛省関係（第四百三十六条―第四百四十条）

第二編 経過措置

第一章 通則（第四百四十一条―第四百四十三条）

第二章 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置

第一節 刑法の一部改正に伴う経過措置（第四百四十四条―第四百五十七条）

第二節 刑事訴訟法の一部改正に伴う経過措置（第四百五十八條）

第三節 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の一部改正に伴う経過措置（第四百五十九条―第四百六十三条）

第四節 更生保護法の一部改正に伴う経過措置（第四百六十四条―第四百六十八条）

第五節 更生保護事業法の一部改正に伴う経過措置（第四百六十九条―第四百七十一条）

第六節 少年院法の一部改正に伴う経過措置（第四百七十二條）

第七節 少年鑑別所法の一部改正に伴う経過措置（第四百七十三條）

第三章 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する経過措置（第四百七十四条―第五百八条）

第四章 その他（第五百九条）

附則

第一編 関係法律の一部改正

第一章 法務省関係

（爆発物取締罰則の一部改正）

第一条 爆発物取締罰則（明治十七年太政官布告第三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二条中「若クハ」を「又ハ」に、「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三条から第五条までの規定中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第六条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第八条及び第九条中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

参考

刑法等の一部を改正する法律をここに公布する。

(抜粋)

御名 御璽

令和四年六月十七日

内閣総理大臣 岸田 文雄

法律第六十七号

刑法等の一部を改正する法律

(刑法の一部改正)

第一条 刑法(明治四十年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二百三十一條中「拘留又は科料」を「一年以下の懲役若しくは禁錮若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料」に改める。

第二条 刑法の一部を次のように改正する。

第九條中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第十條第一項ただし書を削る。

第十二條の見出しを「拘禁刑」に改め、同条第一項中「懲役は、無期」を「拘禁刑は、無期」に、「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 拘禁刑は、刑事施設に拘置する。
第十一條に次の一項を加える。

3 拘禁刑に処せられた者には、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる。

第十三條を次のように改める。

第十三條 削除

第十四條の見出しを「有期拘禁刑の加減の限度」に改め、同条第一項中「無期の懲役若しくは禁錮」を「無期拘禁刑」に、「有期の懲役又は禁錮」を「有期拘禁刑」に改め、同条第二項中「有期の懲役又は禁錮」を「有期拘禁刑」に改める。

第十六條に次の一項を加える。

2 拘留に処せられた者には、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる。

第二十五條第一項中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改め、同項第一号及び第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「禁錮以上の刑」を「拘禁刑」に、「一年以下の懲役又は禁錮」を「二年以下の拘禁刑」に改め、同項ただし書中「ただし」の下に「この項本文の規定により刑の全部の執行を猶予されて」を加える。

第二十六條各号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十六條の三第三号中「禁錮以上の刑」を「拘禁刑」に改める。

第二十六條の三「禁錮以上の刑の」を「拘禁刑の」に、「禁錮以上の刑に」を「拘禁刑(次条第二項後段又は第二十七條の七第二項後段の規定によりその執行を猶予されているものを除く。次条第六項、第二十七條の六及び第二十七條の七第六項において同じ。)」に改める。